

## 違反是正

### はじめに

当署が管轄する中原区は、川崎市のほぼ中央に位置し、市内7行政区の中で人口・世帯数が最も多く、再開発が進む武蔵小杉周辺の超高層ビル街を代表としたエリアである。また、平成20年に竣工した当署庁舎は、低層階が消防署、中層階以上がホテルという国内で初めての複合施設である(消防署とホテルは令8区画)。

令和6年4月には、近年増加する救急需要対策として市内初のデイトム救急隊を運用開始し、さらなる市民サービスの向上を目指している。

筆者は、令和5年度の人事異動により、局査

察課から当署出張所へ異動となり、8年振りの警防業務(隔日勤務)に従事している。

そこで本稿では、警防業務等に従事する隔日勤務員(以下「警防要員」という。)の査察能力向上をテーマとして、出張所が担当した警告事例、筆者が局査察課在籍時に携わった警防要員による消防法第5条の3命令(以下「吏員命令」という。)体制の整備等の取組について紹介させていただきたいと思う。

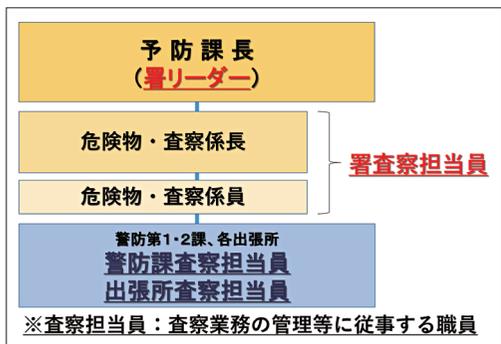
### 署の査察執行体制

当署は、毎日勤務である予防課、デイトム救

# 出張所が担当した 違反処理事例及び 警防要員による 吏員命令体制の整備

川崎市中原消防署  
警防第2課菟宿出張所長  
甲斐倫太郎





署の査察執行体制(イメージ)

急隊、隔日勤務である警防第1・2課及び3つの出張所の約150人の署員から構成されている。

査察執行体制としては、予防課長を「署リーダー」と位置付け、予防課のうち予防業務等に従事する職員(以下「予防要員」という。)から「署査察担当員」を、警防要員から「警防課査察担当員」及び「出張所査察担当員(筆者はこの立場)」を指定し、予防要員と警防要員が密に連携を取りながら査察業務を遂行している(※他の7消防署も同じ体制である。当市消防局の組織及び査察執行体制については、[2022年2月号](#)で紹介しているので割愛させていただきます)。

予防要員はもちろんのこと、救急隊を含む警防要員も査察業務に従事しており、警防要員の立入検査は、原則非番日に時間外勤務で実施している。

査察基本計画に基づき、当局全体で年間3,500対象以上の立入検査を実施するために、当署は年間600件を超える防火対象物の立入検査を担当している。

## 区分所有物件に対する警告事例

令和5年度に当出張所で担当する防火対象物の立入検査において自動火災報知設備(以下「自火報」という。)未設置の重大違反を覚知し、隔日勤務の利点を活かしながら出張所主導で違反処理を進め、早期の違反是正に至った事例について紹介する。

### 1 防火対象物の概要

昭和53年10月20日に新築された、防火造地上

2階建て、建築面積246㎡、延べ面積492㎡で、飲食店、物品販売店、共同住宅、営業用倉庫及び一般住宅からなる消防法施行令別表第一(16)項イに掲げる防火対象物であり、消火器、漏電火災警報器及び誘導灯が設置されている。

また、本防火対象物の建物形態は、1つの屋根を共有した棟割長屋であり、6区分に別れた区分所有物件である。

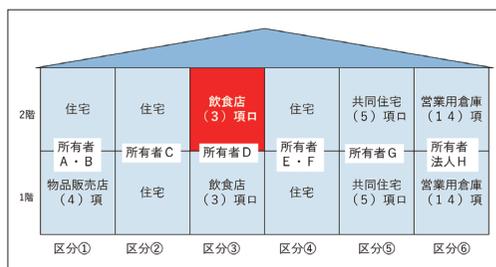
6区分のうち、2区分は共有物件であり、計8名の区分所有者がいる。なお、管理組合は存在しない。

### 2 自火報未設置違反の覚知

本防火対象物は、平成17年7月に自火報設置免除の特例適用(平成14年12月17日付け消防予第595号の特例基準に該当。条件の一つに特定用途が避難階のみであることが挙げられている。)が認められているが、令和5年9月に実施した出張所担当の立入検査において、2階の一部を飲食店((3)項口)として使用していることを確認し、当該特例適用条件を満たさなくなったため、自火報未設置違反が生じた。

### 3 指導経過等

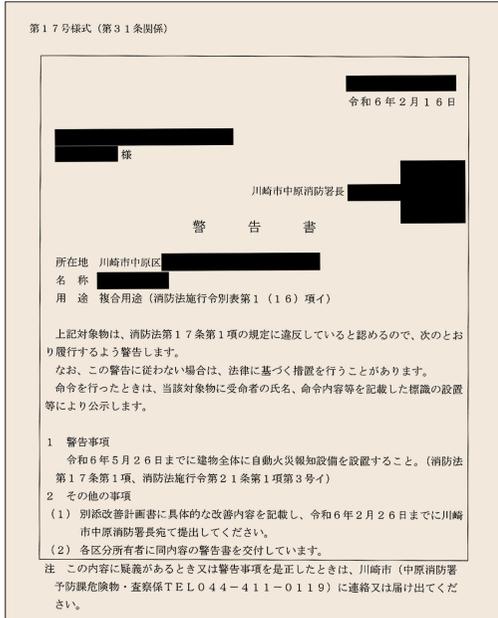
(1)名宛人特定のため、法務局から不動産登記取



所有者8名の区分所有物件



1・2階の一部を飲食店として使用されていることを確認



全区分所有者に同内容の警告書を交付

得及び関係者への質問の結果、区分所有者が8名いることが判明。8名全員が履行義務者となることから、各所有者と通知書等の交付について調整し、令和5年10月17・18日に区分所有者8名全員に建物全体の自火報未設置違反を記した立入検査結果通知票(以下「通知票」という。)及び違反公表制度に基づく公表通知書を交付(法人Hは市外のため、配達証明付郵便で送付)。

- (2)管理組合が存在しないことから、区分所有者8名それぞれと接触し、違反是正指導を実施。所有者Aが窓口となり、区分所有者が連名(D以外)で飲食店経営Dに対し、自火報設置・維持に係る要望書(※費用負担の協力をDに要望する内容)が提出される。また、Dから改善策についての相談があったため、①自火報設置、②特例適用時の状態への原状復帰(2階部分を飲食店として使用しない。)等の方法を案内した。
- (3)通知票履行期限が到来するも、設置に向けた進展がないため、令和6年1月23日に警告のための違反調査を実施。窓口A、飲食店経営D及びE(相続登記が未登記により名宛人特

定のため)の計3名に対し質問録取を実施。また、管轄区役所保健所へ飲食店に係る情報を照会(1・2階が飲食店として営業許可されていることを確認)。

- (4)同年2月16日、区分所有者8名全員に警告書を交付(履行期限は、同年5月26日※法人H宛て配達証明付郵便で送付したことから、到達期間を考慮し、内部規程で定める履行期限日数(90日)に10日を加え100日で設定)。
- (5)同年3月19日に建物全体の自火報の着工届、同月26日に区分所有者8名連名の改善計画書を受領(改善予定日は、同年5月31日)。
- (6)同年5月10日に設置届が提出され受領。6月11日に設置検査を実施し、違反改善。

## 4 時系列

S53.10.20	店舗併用共同住宅として新築
H16.6.29 H17.3.16	消防法令改正に伴う自火報設置義務の遡及調査を実施
H17.7.15	自火報設置免除の特例適用
H26.10.20	1・2階に飲食店が入居
R5.9.15~25	立入検査を実施し、2階一部を飲食店として使用していることを確認(持ち帰り違反精査)
R5.10.17・18	区分所有者全員に自火報未設置違反を記した通知票(履行期限：R6.1.18)及び違反公表制度に係る公表通知書を交付
R5.11.2	当市ホームページに違反公表対象物として公表
R6.1.23	警告のための違反調査
R6.2.16	区分所有者全員に警告書(履行期限：R6.5.26)を交付
R6.3.19	自火報着工届受領
R6.3.26	区分所有者連名の改善計画書受領(改善予定日：R6.5.31)
R6.5.10	自火報設置届受領
R6.6.11	設置検査を実施し、違反改善

## 5 隔日勤務の利点を活かした対応

本事例は、履行義務者となる所有者が8名おり、さらに管理組合も存在しないことから、指導

初期の段階では、関係者との接触や自火報設置の必要性の説得に苦慮するとともに、誰が自火報設置及び維持に係る費用負担をするのかがなかなか決まらない状況が続いた。

そこで、次のような隔日勤務ならではの対応を行い、各区分所有者との接触を重ね、関係性を構築することで、結果的に自火報設置の必要性等を理解してもらい、違反解消に繋げることができた。

#### (1)地域密着型の対応

出張所業務として地水利調査、警防調査、広報活動等、管轄区域内を巡回する機会は多くある。そのような機会を活用して、本防火対象物付近に部隊出向等した際は、対応可能な範囲で本防火対象物に訪問し、各区分所有者との接触を重ね、顔の見える関係性を築き、その上で是正指導や進捗状況の確認を行った。

#### (2)必要に応じた土日、夜間等の対応

区分所有者の中には、平日の日中の時間帯では接触が困難な所有者もいたことから、必要に応じて土日や夜間の時間帯などに部隊出向等で訪問し、関係者対応を行った。

また、予防要員と協力し、関係者からの連絡、相談等への対応体制を確保した。

### 6 出張所で担当したその他の重大違反事例

令和5・6年度に当出張所管内で新たに発覚した重大違反は、上記事例を含め計3件である。いずれも出張所主導で違反是正指導を行っており、1件は自火報の重大な機能不良違反(機能不良に伴う受信機電源遮断)で通知票履行期限内に是正済み(自火報全部交換)、もう1件は自火報未設置違反で、こちらは是正されないまま通知票履行期限が到来したことから、令和7年1月に警告書を交付したところである。

このように警防要員主導で違反処理を進めることで、これまで違反処理に馴染みがなかった職員(若手職員、予防未経験職員等)が違反調査等の手続きを経験することができ、火災予防の見識を広げるとともに、警防・火災調査業務と予防・査察業務とを結び付ける良いきっかけになっていると感じている。

## 警防要員による吏員命令体制の整備及びその成果

次に、警防要員の査察能力向上及び違反是正推進を図るために、警防要員による吏員命令体制の整備を行ったこと及びその成果について紹介する。

なお、警防要員による吏員命令体制の整備については、違反是正支援センターが実施する「令和5年度違反是正講演等動画配信事業」にて局査察課長が発信している取組内容であるが、筆者が局査察課在籍時に事務担当として関わっていることもあり、当該整備に至る経緯や思いなどを交えて、本稿で改めて紹介させていただく。

### 1 警防要員を対象とした査察研修体制

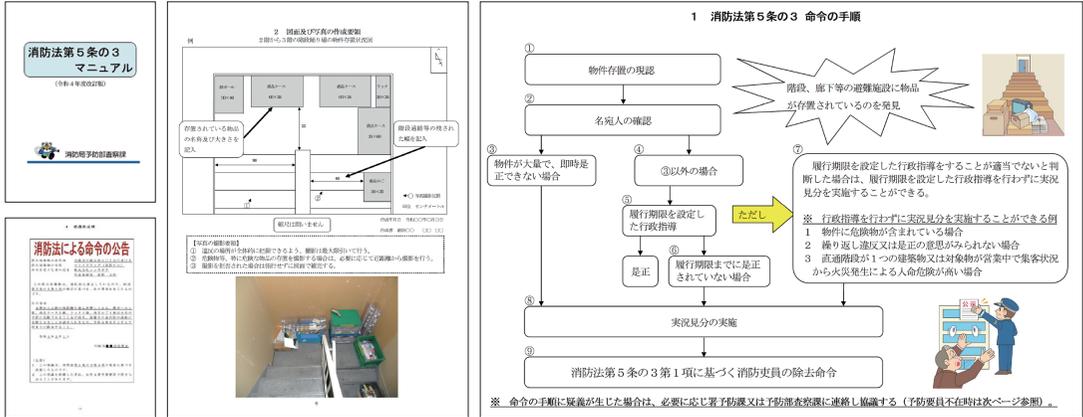
当局の査察研修体制は、毎年度の人材育成計画に基づき、警防要員を対象とする査察技術向上を目的とした研修を計画的に実施している。主な研修内容は次のとおりである。

研修名	内容
立入検査OJT研修	採用後3年未満の警防要員を対象としたOJT研修
eラーニング学習	立入検査教養研修、階層別研修、効果測定等、eラーニングシステムを活用した基礎から応用まで幅広くカバーする研修
査察技術競技会	各署代表チーム(2人組)が模擬査察を実施し、吏員命令の発動等を想定した実務的な研修

### 2 吏員命令のバイブル「消防法第5条の3マニュアル」

当局における吏員命令体制としては、内部規程等で運用するとともに、「消防法第5条の3マニュアル」(平成17年策定。以下「5条の3マニュアル」という。)に基づき現場対応している。

5条の3マニュアルには、命令手順、書類・標識の作成要領及び実況見分要領について分かりやすく記されており、吏員命令のバイブルとなっている。



吏員命令のバイブル「5条の3マニュアル」

### 3 警防要員の吏員命令体制の整備

このように警防要員を対象とした各種研修実施や5条の3マニュアルの運用等に伴い、立入検査時の適正な指導・応接や査察知識・技術の習得等、警防要員のスキル向上は見受けられるものの、近年、警防要員による吏員命令の発動実績はなく、警防要員のみで対応困難な事案は、是正指導が後手になる傾向があった。

そこで、警防要員の吏員命令に対する苦手意

識を払拭し、警防要員単独で吏員命令を発動しやすい体制を整えるため、5条の3マニュアルを一部改訂し、「予防要員不在時(土日、祝日、夜間等)の対応フローチャート」(以下「対応フローチャート」という。)を新設した。

#### (1)局内関係各課との協議・調整

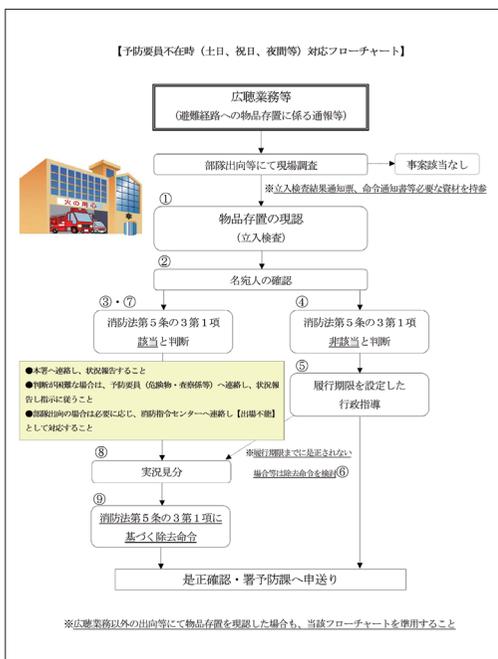
警防要員単独での吏員命令発動のシチュエーションとして、災害出場などの部隊出向時等に避難経路の物品存置を発見した場合の現場対応が想定された。この場合は、部隊運用が関係してくることから、局警防課、指令課(消防指令センター)及び査察課で協議を重ね、運用について調整を行った。

また、マニュアル改訂の局内通知を3課連名で発出することにより、「吏員命令は、消防吏員全員の権限であるとともに、災害現場と同等の対応を行う緊急性がある」ことを警防要員に意識付ける狙いがあった。

#### (2)対応フローチャートの新設

局内3課で協議を重ね、令和5年2月に5条の3マニュアルを改訂し、対応フローチャートを新設した。

広聴業務、災害出場等で、避難経路への物品存置を現認した時は、即時立入検査を実施することとし、さらに吏員命令に該当すると判断した場合は、必要に応じて部隊を「出場不能」とし吏員命令の対応をできる運用とした。



予防要員不在時の対応フローチャート

#### 4 警防要員への対応フローチャートの普及

3課連名で発出した局内通知において、ミーティング等の機会を捉えて当該改訂内容の周知徹底を促すとともに、筆者が当署に異動後、署内の警防要員を対象として「警防要員による物品除去要領」について、対面形式及びeラーニングシステムを活用した署内研修を複数回実施し、署予防課と協力しながら対応フローチャートの運用について広く普及を図った。

#### 5 警防要員の吏員命令体制運用の成果

令和5年度に当署管内の災害現場において、対応フローチャートに従い、避難障害及び消防活動上の障害を即時是正させた2件の事例を紹介する。

いずれの事例も予防要員不在時であったため、

##### 【事例1／避難及び消防活動上の障害】

日曜日の災害現場(特定複合用途対象物)で、消防隊が避難状況を確認中に、階段部分への大量の物品存置を覚知したもの

##### 【事例2／消防活動上の障害】

夜間の災害現場(大規模事業所)で消防車両を水利部署する際に、敷地内防火水槽付近に大量の物品(パレット等)存置を覚知したもの

対応フローチャートに従い、災害活動終了後に、そのまま立入検査に移行し、関係者に対して速やかな行政指導を行ったことにより、その場で物品を除去させ、警防要員単独で火災予防上の危険要因を排除することができた。

今後も対応フローチャートに従った現場対応を行い、火災予防上危険性が高い現場における警防要員単独での吏員命令発動を期待したい。

#### さいごに

令和5年5月に消防大学校実務講習「査察業務マネジメントコース(第7回)」に入校させていただき、当該コースでの講義内容や各消防本部所属の学生と情報交換する中で、これまでに発生した社会的影響が大きい火災等の経験を踏まえ、全国的に積極的な違反処理が求められており、予防要員のみならず警防要員に対しても違反処理に関する知識及び技術について広く普及させ、違反処理体制を強化していく必要性があることを改めて実感した。

今後も、本稿で紹介したような取組等を継続して、より一層の警防要員の査察能力向上及び火災予防への意識改革を図り、予防業務と警防業務の垣根を越えて組織一丸となり、人命救助の最前線である「火災予防」を効果的に発信できるよう、これからも邁進していきたい。

【事例1】



【事例2】



災害現場での物品除去指導